

平成27年度公共交通事故被害者等支援懇談会 議事概要

1 日時

平成28年3月11日(金)14:00~15:30

2 場所

中央合同庁舎3号館4階 総合政策局局議室

3 出席者

有識者:垣本委員、下村委員、中島委員、美谷島委員

(林委員、高木委員、富田委員は御欠席)

行政:国土交通省総合政策局篠原次長、公共交通事故被害者支援室員(安心生活政策課及び省内関係部局担当課担当者)等

4 議題

1. 公共交通事故被害者支援室における被害者等支援の取組等
2. その他(意見交換等)

5 概要

公共交通事故被害者支援室における平成27年度の被害者等支援の取組等について資料に基づき説明を行い、意見交換を行った。

意見交換において委員から出された主な意見は以下のとおり。

平成27年度の被害者等支援室における被害者等支援の取組について

○軽井沢スキーバス事故への対応について

- 賠償問題だけでなく、遺族のアフターフォローも必要であり、全員が集まる機会を設けて、話し合っ決めていくようにしたほうが良いのではないかと。
- マスコミが個人のフェイスブック等を了解無しに使用して困っていると聞いている。
- 便乗してお墓、宗教の勧誘、また、補償金が入るので銀行等から電話がくる。それによって更に傷つくこともあるので、ケアすることも大切。
- 被害者支援センターに支援を依頼すれば、直接ご自宅に訪問することも可能。マスコミ対応や代理人の弁護士に関するご相談に対応できるが、知られていないのが現状なので、早めに支援センターを紹介するほうがよい。
- 公共交通事故被害者支援室がまだ一般の方に余り知られていないのでは。→今回は、新聞に掲載、警察から紹介等があり、それを見て相談した方もいた。
- コンタクトカードをもらうことによって安心感はある。
- (支援室は何をしてくれるのかという問合せが多いようなので)国交省 HP で支援室の案内の仕方を改善する等、情報発信を工夫したほうがよい。

- 遺族会と弁護団はイコールでは無いという認識で対応する必要がある。
(弁護団の意見が遺族の意見とは限らない)

○公共交通事故被害者等支援研修について

- 事故が起きた場合にどのような調査を行うのか等の講義を検討してもよいのでは。

○被害者支援計画について

- 策定している事業者を公表して、利用者が利用する際の判断材料となれば良い。

○公共交通事故被害者等支援フォーラムについて

- いくつかの公共交通事業者から問合せを受けて、アドバイスはしている。
- フォーラムに参加したバス事業者が他の事業者に説明して下さったりしている。
- 被害者支援センター等の方とお話をする機会が出来て良かった。
- 内閣府でも同様な事業を行っているので、合同開催を検討してみてはどうか。

○公共交通事故被害者等支援アドバイザー制度について

- 来年度も引き続き継続をお願いしたい。被害者は身近に相談出来る人が必要なので経験者からのアドバイスは重要。

(以上)